

## 関東地方整備局 公示

河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の2第3項の規定に基づく、平成13年2月19日関東地方整備局公示(水域及び通航方法を指定する件)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局、同局荒川上流河川事務所及び同局荒川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月21日 関東地方整備局長

### 1. 水域

本公示を適用する区域(以下「河川舟運促進区域」という。)は、次のとおりとする。

水系名	河川名	水域
荒川	荒川	左岸 埼玉県志木市大字宗岡字小割6661番地先 <p>右岸 埼玉県志木市大字宗岡字小割6661番  から</p> 左岸 東京都江戸川区臨海町六丁目100番1地先 <p>右岸 東京都江東区若洲15番地先  まで及び</p>
隅田川		左岸 東京都北区志茂五丁目41番3地先 <p>右岸 東京都北区志茂四丁目24番9地先  から</p> 左岸 東京都北区志茂五丁目41番3地先 <p>右岸 東京都北区志茂四丁目33番5地先  までの区域であって次の図面に緑色で着色した部分(図面省略)</p>

### 2. 通航方法

一級河川荒川水系荒川及び隅田川の指定区間外の区域における船舶等の通航方法は、次のとおりとする。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この通航方法は、一級河川荒川水系荒川及び隅田川の指定区間外の区域において、船舶等の通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、荒川将来像計画及び荒川水系河川環境管理基本計画との整合を図りつつ、船舶等が守るべき通航方法を指定し、もって河川舟運の促進を図るとともに適正な河川管理を推進することを目的とする。

(用語の定義)
第二条 この通航方法において、用語の定義は次のとおりとする。

(一) 「船舶」とは、通航の用に供する舟(ボードセーリングを含む。)をいう。

(二) 「船舶等」とは、船舶及びいかだをいう。

(三) 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶(機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く。)をいう。

(四) 「非動力船」とは、動力船以外の船舶をいう。

(五) 「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
(六) 「作業船」とは、次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。

(1) 通航標識等の敷設、保守又は引揚げ

(2) しゅんせつ、測量その他の水中作業

(3) 水面清掃、架橋工事等の水面上の作業

(七) 「特殊用務船」とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、海上保安の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。

(八) 「河道」とは、河川において現に流水が存する部分をいう。

(九) 「汽笛信号」とは、蒸気、圧縮空気、電気等の動作によって音響を発する信号をいう。

(十) 「動力船通航禁止区域」とは、河川舟運促進区域のうち、専ら非動力船が多様な河川の使用を行うため動力船の通航を原則禁止する区域をいう。

(十一) 「自然保全区域」とは、河川舟運促進区域のうち、河岸の自然環境を保全するため船舶等の通航を原則禁止する区域をいう。

(十二) 「水上オートバイ通航方法制限区域」とは、河川舟運促進区域のうち、他の船舶等の通航に著しい支障が生じないようにするため、水上オートバイが不規則な通航をしてはならない区域をいう。

(十三) 「減速区域」とは、河川舟運促進区域のうち、実行に適する限り、動力船が航走波による支障を与えないようにするため、減速しなければならない区域をいう。

(十四) 「支派川」とは、荒川の別表第二に掲げる水域をいう。

(十五) 「本川」とは、河川舟運促進区域のうち、隅田川及び支派川以外の水域をいう。

(十六) 「径間」とは、水門の門柱から門柱までの空間をいう。

## 第二章 河川舟運促進区域の水域とその通航方法

(河川舟運促進区域の通航方法)

第三条 河川舟運促進区域における通航方法は、次条から第十六条に定めるところによる。

(動力船の通航方法)
第四条 動力船は、通航又は船着場等への接岸に当たっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

- (一) 行会いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障
- (二) 漁業、ポートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障
- (三) 河川内の工事への支障
- (四) 河岸の損傷
- (五) 河川、河川管理施設又は工作物の損傷

(河道を横断する動力船の通航方法)
第五条 河道を横切る動力船は、河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、河道を横切る動力船が曳航作業中である場合は、この限りでない。

(支派川を通航している動力船の通航方法)
第六条 支派川を通航している動力船は、本川と支派川の河道が交差している地点においては、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、支派川を通航している動力船が曳航作業中である場合は、この限りでない。

(停泊等の禁止)
第七条 船舶等は、みだりに停泊し又は係留してはならない。

(ごみの投棄等の防止)
第八条 船舶等は、ごみを投棄し又は汚水・油を排出しないように努めなければならない。

(事故が発生した場合の措置)
第九条 船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、

場所、概要等を河川管理者に届け出なければならない。

(特殊用務船の特例)
第十条 船舶等(特殊用務船を除く。)は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船の進路を妨げてはならない。

2 特殊用務船がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第五条から第七条、第十二条、第十五条及び第三章の規定を適用しない。ただし、特殊用務船は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。

(沈没船舶等の表示)
第十一条 船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその他物件の管理者は、日出から日没までの間は紅色の旗を掲げ、日没から日出までの間は紅色の灯火を見えやすい場所に表示するように努めなければならない。

(作業水域の表示)
第十二条 作業船は、日没から日出までの間、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることが認識できるようにしなければならない。

(特殊用務船の灯火の表示)
第十三条 特殊用務船は、その用務を行っている場合には、原則として紅色の警光灯を表示する等その用務を行っていることが認識できるようにしなければならない。

(運転不自由船の措置)
第十四条 運転不自由船は、速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水口付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

(河川工事区域等の通航の制限)
第十五条 船舶等は、黄色の浮標で明示した河川内の工事の区域を通航してはならない。ただし、当該工事に係る船舶等は、この限りでない。

(適用除外)
第十六条 本章の第五条、第六条、第十一条及び第十五条の規定は葛西橋から下流の区域には適用しない。

## 第三章 動力船通航禁止区域等の水域とその通航方法

(動力船通航禁止区域等の通航方法)
第十七条 動力船通航禁止区域、自然保全区域、水上オートバイ通航方法制限区域、減速区域、中川水門等施設管理区域、隅田水門施設管理区域、芝川水門等施設管理区域、新岩淵水門施設管理区域、荒川ロックゲート施設管理区域、小名木川排水機場樋管等施設管理区域及び秋ヶ瀬取水堰施設管理区域においては、第二章に規定する通航方法によるほか、本章に定める通航方法を適用する。

(動力船通航禁止区域の水域)
第十八条 動力船通航禁止区域は、別表第一の水域番号1及び2の水域とする。

(動力船通航禁止区域の通航方法)
第十九条 動力船は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、動力船通航禁

止区域を通航してはならない。ただし、漁業権の行使に係る活動及び当該活動に準じて従来適法に行われていた漁業活動に係る船舶並びにレガッタの指導に係る船舶については、この限りでない。
2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(1)の標識により行うものとする。

(自然保全区域の水域)
第二十条 自然保全区域は、別表第一の水域番号3から15までの水域とする。

(自然保全区域の通航方法)
第二十一条 船舶等は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、自然保全区域を通航してはならない。ただし、漁業権の行使に係る活動及び当該活動に準じて従来適法に行われていた漁業活動に係る船舶については、この限りでない。
2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(2)の標識により行うものとする。

(水上オートバイ通航方法制限区域の水域)
第二十二条 水上オートバイ通航方法制限区域は、別表第一の水域番号16から19までの水域とする。

(水上オートバイ通航方法制限区域の通航方法)
第二十三条 水上オートバイは、水上オートバイ通航方法制限区域において、蛇行、急発進、回転及び船首部の持ち上げ等の不規則な通航を行ってはならない。
2 前項の通航方法は、別表第一の水域番号17の水域については、原則として毎月第1日曜日及び第3日曜日を適用除外日とし、河川管理者は、適用除外日には適用除外日である旨を当該水域に隣接する場所に掲示するものとする。
3 第1項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(3)の標識により行うものとする。

(減速区域の水域)
第二十四条 減速区域は、別表第一の水域番号20から43までの水域とする。

(減速区域の通航方法)
第二十五条 動力船は、減速区域を通航する場合には、実行に適する限り、船着場若しくは係留施設に停泊若しくは係留している船舶又は河岸の自然環境に航走波による支障を与えないように減速しなければならない。ただし、別表第一の水域番号20から39までの水域については、その水域内の船着場又は係留施設に船舶が停泊又は係留していない場合には、この限りでない。
2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(4)の標識により行うものとする。

(中川水門等施設管理区域の水域)
第二十六条 河川舟運促進区域のうち、中川水門及び綾瀬水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を中川水門等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号44及び45の水域とする。

(中川水門等施設管理区域の通航方法)
第二十七条 船舶等は、中川水門等施設管理区域を通航する場合には、追越し、行会い又は回転を行ってはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)、(6)及び(7)の標識により行うものとする。
3 船舶等は、他の船舶等が既に中川水門等施設管

理区域に進入しているときは、当該他の船舶等が通過し終わるまで中川水門等施設管理区域に進入してはならない。

4 動力船は中川水門等施設管理区域に進入しようとするときには、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うように努めなければならない。この場合において、当該動力船に接近する他の船舶等は、その汽笛信号を聞いたときには、長音1回の汽笛信号それに応答するようにこれに回答するよう努めなければならない。
5 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(8)の標識により行うものとする。

(隅田水門施設管理区域の水域)
第二十八条 河川舟運促進区域のうち、隅田水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を隅田水門施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号46の水域とする。

(隅田水門施設管理区域の通航方法)
第二十九条 船舶等は、隅田水門施設管理区域を通航する場合には、追越し、行会い又は回転を行ってはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)、(6)及び(7)の標識により行うものとする。
3 動力船は、隅田水門施設管理区域に進入しようとするときには、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うように努めなければならない。この場合において、当該動力船に接近する他の船舶等は、その汽笛信号を聞いたときには、長音1回の汽笛信号それに応答するようにこれに回答するよう努めなければならない。
4 前項の規定を現地において表示する場合は、別表第三(8)の標識により行うものとする。

(芝川水門等施設管理区域の水域)
第三十条 河川舟運促進区域のうち、芝川水門、三領水門及び笹目水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を芝川水門等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号47から49までの水域とする。

(芝川水門等施設管理区域の通航方法)
第三十一条 船舶等は、芝川水門等施設管理区域を通航する場合には、進行方向に沿って右端の径間を通航しなければならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(9)及び(10)の標識により行うものとする。
3 船舶等は、芝川水門等施設管理区域を通航する場合には、追越し又は回転を行ってはならない。
4 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)及び(7)の標識により行うものとする。

(新岩淵水門施設管理区域の水域)
第三十二条 河川舟運促進区域のうち、新岩淵水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を新岩淵水門施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号50の水域とする。
(新岩淵水門施設管理区域の通航方法)
第三十三条 船舶等は、新岩淵水門施設管理区域を通航する場合には、荒川から進行するときは中央の径間を通航し、隅田川から進行するときは右端の径間を通航しなければならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(9)及び(10)の標識により行うものとする。

3 船舶等は、新岩淵水門施設管理区域を通航する場合には、追越し又は回転を行ってはならない。
4 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)及び(7)の標識により行うものとする。

(荒川ロックゲート施設管理区域の水域)
第三十四条 河川舟運促進区域のうち、荒川ロックゲートの管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を荒川ロックゲート施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号50-2の水域とする。

(荒川ロックゲート施設管理区域の通航方法)
第三十五条 船舶等は、荒川ロックゲート施設管理区域を通航する場合には、追越し、行会い又は回転を行ってはならない。なお、水上オートバイは通航をしてはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)、(6)、(7)及び(11)の標識により行うものとする。
3 動力船は、荒川ロックゲート施設管理区域に進入しようとするときには、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うように努めなければならない。この場合において、当該動力船に接近する他の船舶等は、その汽笛信号を聞いたときには、長音1回の汽笛信号それに応答するよう努めなければならない。
4 前項の規定を現地において表示する場合は、別表第三(8)の標識により行うものとする。

(小名木川排水機場樋管等施設管理区域の水域)
第三十六条 河川舟運促進区域のうち、小名木川排水機場樋管等の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を小名木川排水機場樋管等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号51から66までの水域とする。

(小名木川排水機場樋管等施設管理区域の通航方法)
第三十七条 船舶等は、小名木川排水機場樋管等施設管理区域を通航してはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(9)の標識により行うものとする。

(秋ヶ瀬取水堰施設管理区域の水域)
第三十八条 河川舟運促進区域のうち、秋ヶ瀬取水堰の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を秋ヶ瀬取水堰施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号67及び68の水域とする。

(秋ヶ瀬取水堰施設管理区域の通航方法)
第三十九条 動力船は、秋ヶ瀬取水堰施設管理区域を通航してはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(1)の標識により行うものとする。
3 第1項の規定にかかわらず、別表第一の水域番号67の水域については、漁業権の行使に係る活動及び当該活動に準じて従来適法に行われていた漁業活動に係る船舶は通航できるものとする。

附 則
この通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて速やかに変更するものとする。その際、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、関係の都県、市区、水面利用者、市民等の意見を聴くものとする。

別表第一 通航方法を適用する水域

水域番号	水系名	河川名	水域	水域番号	水系名	河川名	水域
1	荒川	荒川	左岸 埼玉県戸田市戸田公園6747番2地先 右岸 東京都板橋区新河岸二丁目66番3地先 左岸 埼玉県戸田市戸田公園6747番1地先 右岸 東京都板橋区内渡三丁目5番21地先 区域であつて次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)	14	荒川	荒川	左岸 埼玉県川口市荒川町597番3地先 右岸 東京都北区赤羽北一丁目137番4地先 左岸 埼玉県川口市本町一丁目198番10地先 右岸 埼玉県川口市本町一丁目198番10地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
2			左岸 埼玉県戸田市戸田公園4494番1地先 右岸 東京都板橋区新河岸三丁目240番地先 左岸 埼玉県戸田市戸田公園6747番5地先 右岸 東京都板橋区新河岸二丁目72番地先 区域であつて次の図面に紫色で着色した部分 (図面省略)	15			左岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目4098番2地先 右岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目4098番2地先 左岸 埼玉県戸田市川岸三丁目2457番1地先 右岸 東京都板橋区内渡三丁目5番21地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
3			左岸 東京都葛飾区西新小岩一丁目568番37地先 右岸 東京都江戸川区平井五丁目64番1地先 左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目2916番3地先 右岸 東京都江戸川区小松川一丁目5487番6地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	16			左岸 埼玉県川口市本町一丁目198番10地先 右岸 埼玉県川口市本町一丁目198番10地先 左岸 東京都足立区鹿浜二丁目50番7地先 右岸 東京都足立区新田一丁目11番3地先 区域であつて次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略)
4			左岸 東京都葛飾区西新小岩二丁目589番11地先 右岸 東京都江戸川区平井六丁目1454番1地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩二丁目589番5地先 右岸 東京都江戸川区平井五丁目64番1地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	17			左岸 埼玉県川口市金山町1番12地先 右岸 東京都北区岩淵町955番地先 左岸 埼玉県川口市本町一丁目198番10地先 右岸 埼玉県川口市本町一丁目198番10地先 区域であつて次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略)
5			左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目3002番14地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩二丁目589番5地先 右岸 東京都江戸川区平井五丁目64番1地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	18			左岸 埼玉県川口市川口一丁目438番1地先 右岸 東京都北区赤羽三丁目2841番2地先 左岸 埼玉県川口市金山町1番12地先 右岸 東京都北区岩淵町955番地先 区域であつて次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略)
6			左岸 東京都葛飾区東四つ木三丁目322番地先 右岸 東京都墨田区八広六丁目80番7地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩二丁目589番11地先 右岸 東京都江戸川区平井六丁目1375番1地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	19			左岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目4098番2地先 右岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目4098番2地先 左岸 埼玉県戸田市川岸三丁目2457番1地先 右岸 東京都板橋区新河岸二丁目66番3地先 区域であつて次の図面に黄色で着色した部分 (図面省略)
7			左岸 東京都葛飾区東四つ木三丁目322番地先 右岸 東京都墨田区八広六丁目80番7地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目3001番4地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	20			左岸 東京都江戸川区臨海町一丁目100番1地先 右岸 東京都江東区新砂三丁目3006番地先 左岸 東京都江戸川区臨海町一丁目100番2地先 右岸 東京都江東区新砂三丁目3006番地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
8			左岸 東京都葛飾区堀切二丁目25番37地先 右岸 東京都墨田区墨田五丁目185番28地先 左岸 東京都葛飾区四つ木一丁目80番3地先 右岸 東京都墨田区八広六丁目50番30地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	21			左岸 東京都江戸川区北葛西二丁目738番1地先 右岸 東京都江東区東砂五丁目336番地先 左岸 東京都江戸川区西葛西一丁目460番1地先 右岸 東京都江東区東砂六丁目51番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
9			左岸 東京都葛飾区四つ木一丁目1047番地先 右岸 東京都墨田区墨田四丁目42番7地先 左岸 東京都葛飾区四つ木一丁目80番3地先 右岸 東京都墨田区八広六丁目50番30地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	22			左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目893番18地先 右岸 東京都江戸川区小松川一丁目5487番6地先 左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目893番18地先 右岸 東京都江東区東砂三丁目531番2地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
10			左岸 東京都足立区足立一丁目1番7地先 右岸 東京都足立区千住五丁目12番1地先 左岸 東京都足立区足立二丁目2番45地先 右岸 東京都足立区千住五丁目94番10地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	23			左岸 東京都葛飾区西新小岩二丁目589番11地先 右岸 東京都江戸川区平井六丁目1375番1地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩二丁目589番11地先 右岸 東京都江戸川区平井六丁目1454番1地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
11			左岸 東京都足立区扇一丁目4163番4地先 右岸 東京都足立区小台一丁目6407番2地先 左岸 東京都足立区梅田一丁目54番4地先 右岸 東京都足立区千住大町1丁目56番7地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	24			左岸 東京都葛飾区東四つ木三丁目363番地先 右岸 東京都墨田区八広六丁目50番6地先 左岸 東京都葛飾区東四つ木三丁目355番4地先 右岸 東京都葛飾区東四つ木三丁目77番18地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
12			左岸 東京都足立区扇一丁目4163番4地先 右岸 東京都足立区小台一丁目6407番2地先 左岸 東京都足立区本木一丁目611番3地先 右岸 東京都足立区千住元町7番12地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	25			左岸 東京都葛飾区堀切二丁目1番11地先 右岸 東京都葛飾区墨田五丁目291番1地先 左岸 東京都葛飾区堀切一丁目58番11地先 右岸 東京都墨田区墨田五丁目652番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
13			左岸 東京都足立区鹿浜二丁目50番7地先 右岸 東京都足立区新田二丁目14番8地先 左岸 東京都足立区新田二丁目489番2地先 右岸 東京都足立区宮城二丁目7番8地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	26			左岸 東京都葛飾区小管一丁目657番地先 右岸 東京都足立区柳原一丁目42番38地先 左岸 東京都葛飾区小管一丁目645番1地先 右岸 東京都足立区柳原一丁目17番14地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)

別表第一 通航方法を適用する水域

水域番号	水系名	河川名	水域	水域番号	水系名	河川名	水域
40	荒川	荒川	左岸 東京都葛飾区東四つ木一丁目135番2地先 右岸 東京都墨田区東墨田二丁目68番3地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩二丁目589番5地先 右岸 東京都江戸川区平井五丁目74番14地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	52	荒川	荒川	左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目3002番6地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目2339番地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目74番14地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
41			左岸 東京都足立区梅田三丁目1番16地先 右岸 東京都足立区柳原二丁目32番8地先 左岸 東京都足立区梅田一丁目54番4地先 右岸 東京都足立区千住大町1丁目56番7地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	53			左岸 東京都葛飾区小管一丁目674番2地先 右岸 東京都足立区柳原二丁目32番8地先 左岸 東京都葛飾区小管一丁目670番 右岸 東京都足立区柳原二丁目32番16地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
42			左岸 東京都足立区扇一丁目5287番地先 右岸 東京都足立区小台一丁目5860番9地先 左岸 東京都足立区本木一丁目611番3地先 右岸 東京都足立区千住元町7番12地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	54			左岸 東京都葛飾区小管一丁目2221番5地先 右岸 東京都足立区日ノ出町6番5地先 左岸 東京都葛飾区小管一丁目2221番3地先 右岸 東京都足立区日ノ出町6番10地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
43			左岸 東京都足立区北堀之内町734番2地先 右岸 東京都足立区新田三丁目19番2地先 左岸 東京都足立区堀之内一丁目845番4地先 右岸 東京都足立区新田三丁目26番6地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	55			左岸 東京都足立区梅田一丁目47番29地先 右岸 東京都足立区千住大町1丁目53番3地先 左岸 東京都足立区梅田一丁目47番29地先 右岸 東京都足立区千住大町1丁目53番4地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
44			左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目3001番4地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目3002番3地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	56			左岸 東京都足立区梅田四丁目39番3地先 右岸 東京都足立区千住元町56番14地先 左岸 東京都足立区梅田四丁目39番3地先 右岸 東京都足立区千住大町4番2地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
45			左岸 東京都葛飾区堀切四丁目101番2地先 右岸 東京都葛飾区小管一丁目649番地先 左岸 東京都葛飾区堀切四丁目101番1地先 右岸 東京都葛飾区小管一丁目647番地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	57			左岸 東京都足立区堀之内一丁目845番4地先 右岸 東京都足立区新田三丁目28番6地先 左岸 東京都足立区堀之内一丁目2番2地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
46			左岸 東京都葛飾区堀切四丁目240番1地先 右岸 東京都足立区千住瑞町56番4地先 左岸 東京都葛飾区堀切二丁目25番37地先 右岸 東京都墨田区墨田五丁目185番28地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	58			左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目4677番3地先 右岸 東京都足立区千住瑞町56番4地先 左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目4677番3地先 右岸 埼玉県川口市鎮家五丁目4677番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
47			左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 右岸 埼玉県川口市鎮家五丁目4677番3地先 左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 右岸 埼玉県川口市鎮家五丁目4677番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	59			左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 右岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 右岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
48			左岸 埼玉県川口市宮町4875番2地先 右岸 東京都北区浮間二丁目2番2地先 左岸 埼玉県川口市宮町4875番1地先 右岸 東京都北区浮間二丁目2番9地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	60			左岸 埼玉県川口市元郷二丁目2240番1地先 右岸 東京都北区志茂五丁目37番11地先 左岸 埼玉県川口市元郷二丁目2240番1地先 右岸 東京都北区志茂五丁目30番4地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
49			左岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目4043番地先 右岸 東京都板橋区新河岸三丁目244番地先 左岸 埼玉県戸田市戸田公園4494番1地先 右岸 東京都板橋区新河岸三丁目240番地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	61			左岸 埼玉県川口市緑町4874番1地先 右岸 東京都北区浮間二丁目3番3地先 左岸 埼玉県川口市緑町4874番1地先 右岸 東京都北区浮間二丁目3番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
50	荒川	荒川	左岸 埼玉県川口市元郷三丁目2400番2地先 右岸 東京都北区志茂四丁目24番17地先 左岸 埼玉県川口市元郷三丁目2397番3地先 右岸 東京都北区志茂四丁目24番9地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	62			左岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目4070番2地先 右岸 東京都板橋区新河岸三丁目282番3地先 左岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目4069番地先 右岸 東京都板橋区新河岸三丁目282番3地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
50-2	荒川	荒川	左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目2810番1地先 右岸 東京都江戸川区北葛西一丁目2810番1地先 左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目2810番1地先 右岸 東京都江東区東砂二丁目285番1地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	63			左岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 右岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 左岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 右岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)
51	荒川	荒川	左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目2916番3地先 右岸 東京都江戸川区小松川一丁目5487番6地先 左岸 埼玉県和光市大字美木字高島5043番地先 右岸 東京都江戸川区小松川一丁目5487番6地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)	64			左岸 埼玉県和光市大字美木字高島5043番地先 右岸 埼玉県和光市下内間木字東前182番1地先 左岸 埼玉県和光市大字美木字高島5043番地先 右岸 埼玉県和光市下内間木字東前182番1地先 区域であつて次の図面に青色で着色した部分 (図面省略)

別表第二 荒川の支派川の水域

支派川の番号	支派川の水域
1	左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目3001番4地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 左岸 東京都葛飾区西新小岩三丁目3002番3地先 右岸 東京都江戸川区平井七丁目73番3地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)
2	左岸 東京都葛飾区堀切四丁目240番1地先 右岸 東京都足立区千住瑞町56番4地先 左岸 東京都葛飾区堀切二丁目25番37地先 右岸 東京都墨田区墨田五丁目185番28地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)
3	左岸 東京都葛飾区堀切四丁目101番2地先 右岸 東京都葛飾区小管一丁目649番地先 左岸 東京都葛飾区堀切四丁目101番1地先 右岸 東京都葛飾区小管一丁目647番地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)
4	左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 右岸 東京都北区志茂五丁目37番11地先 左岸 埼玉県川口市鎮家五丁目5000番6地先 右岸 埼玉県川口市鎮家五丁目4677番3地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)
5	左岸 埼玉県川口市元郷二丁目2240番1地先 右岸 東京都北区志茂五丁目37番11地先 左岸 埼玉県川口市元郷二丁目2240番1地先 右岸 東京都北区志茂五丁目30番4地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)
6	左岸 埼玉県川口市緑町4874番1地先 右岸 東京都板橋区新河岸三丁目240番地先 左岸 埼玉県川口市緑町4874番1地先 右岸 東京都板橋区新河岸三丁目240番地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)
7	左岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 右岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 左岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 右岸 埼玉県和光市新倉字久保田114番地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)
8	左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目2810番1地先 右岸 埼玉県和光市下内間木字東前182番1地先 左岸 東京都江戸川区北葛西一丁目2810番1地先 右岸 埼玉県和光市下内間木字東前182番1地先 区域であつて次の図面に水色で着色した部分 (図面省略)

<p>動力船通航禁止(1)</p>	<p>追越し禁止(5)</p>	<p>進入禁止(9)</p>
<p>船舶等通航禁止(2)</p>	<p>行会い・追越し禁止(6)</p>	<p>進入可(10)</p>
<p>水上オートバイ通航方法制限(3)</p>	<p>回転禁止(7)</p>	<p>水上オートバイ禁止(11)</p>
<p>引き波禁止(4)</p>	<p>汽笛(8)</p>	

備考

1. 表示

- ① 必要に応じて、本標識の上下、左右に補助標識を付けるものとする。
- ② 本標識と補助標識の組合せは例示とする。

2. 寸法

- ① 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。）を基準とする。
- ② 本標識の寸法は、河川等の形状、船舶等の通航の状況及び視認可能性等を踏まえ、特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法にかかわらず拡大し、又は縮小することができる。
- ③ 補助標識は、本標識の寸法に応じた寸法とする。

3. 色彩

- ① 「動力船通航禁止(1)」、「船舶等通航禁止(2)」、「引き波禁止(4)」、「追越し禁止(5)」、「行会い・追越し禁止(6)」、「回転禁止(7)」、「水上オートバイ禁止(11)」を表示するものについては、わく、斜めの帯を紅色、矢印、図形を黒色、地を白色とする。
- ② 「水上オートバイ通航方法制限(3)」、「汽笛(9)」を表示するものについては、わくを紅色、図形を黒色、地を白色とする。
- ③ 「進入禁止(9)」を表示するものについては、上下の帯を紅色、中の帯を白色とする。
- ④ 「進入可(10)」を表示するものについては、左右の帯を綠色、中の帯を白色とする。
- ⑤ 補助標識については、文字、数字、記号、矢印、図形を黒色、地を白色とする。

<p>長音1回汽笛</p>
<p>動力船通航禁止区域</p>
<p>標識の間 引き波禁止(減速区域)</p>



# 河川舟運促進区域

秋ヶ瀬取水堰



凡例  
河川舟運促進区域

東京湾